



ご挨拶

本協会も設立して1年が経過いたしました。会員の皆さまのご理解により加入件数 1783 件 (平成 27 年 3 月 31 日現在)、加入率は 82% となり当初の目標を達成することが出来ました。2 年目となる本年度は、会員の皆さんの更なるご協力をお願いしながら、当初の目的である浄化槽の適切な維持管理の推進と会員の皆さんの負担軽減を目指して更に活動を充実させて参ります。本年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。
大木町合併処理浄化槽維持管理協会理事長 井上勝己

平成 27 年度から、会員の皆様の負担軽減対策として ————— 新たな制度が始まりました。

◎浄化槽本体、周辺機器の修理に助成金が出ます。

~合併処理浄化槽機能回復助成事業が 4 月からスタート~

町内の浄化槽は平成 2 年から設置されており、老朽化や設置状況(不等沈下等)の変化により破損・故障が生じ、修理が必要な浄化槽が見られます。

そこで、昨年度から実施している浄化槽周辺機器に対する簡易修理費助成制度を拡充し、平成 27 年度からは浄化槽本体や内部の修理に対しても修理費の一部を助成する制度が始まりました。今年度に限り、国の交付金(地域住民生活等緊急支援交付金)を活用し以前から故障していた浄化槽も助成対象となります。

助成の対象となるもの

- ◆ 付属機器(送風機、ポンプ等)の修理、交換及び本体修理の軽微なもの
助成額: 修理にかかった費用の 1/2
- ◆ 浄化槽本体の修理が必要なもの(軽微なものを除く)
助成額: 修理にかかった費用の 6/10(上限 15 万円)

※ 本体修理が必要な浄化槽は、維持管理協会から設置者の皆さんへご連絡いたします。詳しくは維持管理協会までお問合せ下さい。



◎少人数世帯減額制度がスタートしました。

使用人数が少なく大型の浄化槽を設置している場合、負担が大きいという声が多く寄せられていました。これに対応するため、平成 27 年度から、少人数世帯を対象に、清掃費負担分を 5 人槽に統一する減額制度が始まりました。該当する世帯には軽減申請のご案内をお送りいたしました。軽減の内容は下記の通りです。

減額対象世帯: 1 人暮らしで 6 人槽以上の合併処理浄化槽設置世帯。ただし、平成 27 年 4 月 1 日現在で 65 歳以上の高齢者のみの世帯については、世帯人員が 2 人以下を対象とします。

減額内容: 対象世帯は、年間の浄化槽維持管理協会会費が 5 人槽(基準額 53,260 円)の金額になり、最高 9 千円程度(10 人槽設置の場合)負担が軽減されます。

簡易チェック制度について

浄化槽の簡易な点検(主に送風機の稼働状況の点検)を設置者が実施することで、保守点検業者の点検回数を減らし、負担軽減につなげる制度です。(年間 4000 円～6000 円の負担軽減になります。)会員の皆さんが自分の浄化槽にも関心を持つ機会にもつながり、協会としても積極的に推進して参りました。昨年度は講習会を開催して希望者を募りましたが、355 件のお申込みがありました。お申込みいただいた会員の皆さんのご自宅を訪問し、簡易チェックの方法をご説明いたしました。ご説明を聞かれて、「これ位なら簡単なので自分でも十分出来る」というご意見が多く聞かれました。

●簡易チェックを実施される皆さんへ

毎月一度、チェック表に基づき、送風機の稼働状況やその他異常がないかチェックを行い、チェック表に記入をお願いいたします。浄化槽の異常があった場合やご不明の点はお気軽に協会へお問合せください。

●新たに簡易チェックをご希望の皆さんへ

新に簡易チェックをご希望される場合、平成 28 年 4 月から開始となります。簡易チェックを希望される場合、講習会の受講が条件となりますので、平成 27 年度中に講習会を受講して、協会へお申し出ください。



簡易チェックは主に送風機の点検

講習会の開催について



浄化槽の性能を発揮させ、きれいな水を堀に流すためには、適正な維持管理と適切な使用方法を守ることが重要です。協会では会員の皆様に適切な浄化槽との付き合い方を知っていただくために、本年度も定期的に講習会を開催いたします。浄化槽維持管理を行う専門家など外部からの講師もお招きして、浄化槽の仕組みや使い方などわかり易く説明いたします。簡易チェックを実施されている会員さんは、年に 1 回は講習会にご参加いただき、点検状況のご確認をお願いいたします。

平成 27 年度講習会の開催予定日時 (会場は大木町役場西別館 2 階＝福岡銀行北側)

5月31日(日) 午前10時	8月29日(土) 午前10時
6月28日(日) 午後7時30分	9月27日(日) 午前10時
7月29日(水) 午後7時30分	10月31日(土) 午前10時

浄化槽 Q&A

Q. 福岡県浄化槽協会から、11条検査のハガキが郵送されて検査日時が記載されておりました。別料金が必要となりますか？

A. 11条検査は法律で義務付けられており、通常は年に一度福岡県浄化槽協会の委託を受けて立花商事等の維持管理業者が採水を行っております。しかし、5年毎に福岡県浄化槽協会の職員が直接お伺いし、外観検査及び採水を行います。本年がこの年となりご訪問のはがきが郵送されています。検査料金は会費に含まれておりますので別に必要ありません。会費以外に通常の維持管理費用が発生することはありませんので、点検費などの名目で費用を請求する業者が現れたときにはご注意ください。

一般社団法人

大木町合併処理浄化槽維持管理協会

〒830-0416 大木町大字八町牟田 255 番地 7 (役場西別館内) Tel.33-2328 Fax33-2349

